

国有財産の適正な管理と 有効活用の促進を図るために… ～令和元年度国有財産監査の結果～



沖縄総合事務局（財務部）は、国有財産法などの規定に基づき、各省各庁が所管する管内の国有財産について監査を実施しています。

実地監査の結果、国有財産の有効活用や国の財政への貢献等の観点から問題点が認められた場合には、各省各庁に対して有効活用や用途廃止を求めるなどの指摘をしています。

国有財産の監査については、財務省において、毎年度、財政制度等審議会 国有財産分科会にその結果などを報告していますが、令和2年6月の同分科会へ報告された令和元年度の監査の結果の中から当局分についてご紹介します。

令和元年度における監査指摘事例

耐震性能を有した庁舎の確保及び 非効率使用の改善

那覇第2地方合同庁舎1号館（耐震性能Ⅱ類）は、余剰（約180㎡）の創出が可能であり、那覇第1地方合同庁舎（耐震性能Ⅲ類）に入居し耐震性能が不足する国土地理院沖縄支所（Ⅱ類官署）が移転可能な面積を確保できることが確認されました。

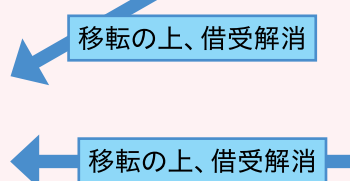
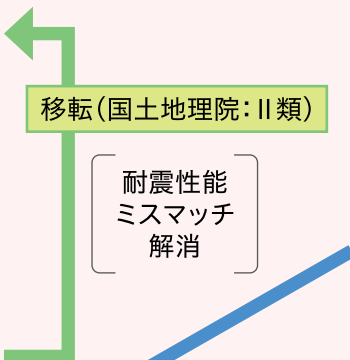
このため、国土地理院沖縄支所を那覇第2地方合同庁舎1号館に移転入居させ、耐震性能を有した庁舎の確保及び非効率使用の改善を図る必要があると指摘しました。

非効率使用の改善及び借受解消

那覇第1地方合同庁舎は、官署の退去による空きスペース（約2,690㎡）の発生が見込まれ、那覇市内の借受庁舎に入居する沖縄森林管理署、自衛隊沖縄地方協力本部及び那覇防衛事務所（以下「森林管理署等」）が移転入居可能な面積を確保できることが確認されました。

このため、那覇第1地方合同庁舎に森林管理署等を移転入居させ、非効率使用の改善及び借受解消を図る必要があると指摘しました。

耐震性能を有した庁舎の確保及び非効率使用の改善



監査対象財産の概要

借受解消（財政負担の軽減） ③～⑤の年間借受料（合計）約54百万円

今後も、対象財産ごとの監査の目的や着眼点などを踏まえ、実効性の高い監査を実施していきます。

お問合せ先 財務部 管財総括課 ☎098-866-0096